

平成２９年度予算編成について

本年６月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針２０１６」においては、「成長と分配の好循環」の実現に向け、引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、消費税率１０％への引上げを２０１９年（平成３１年）１０月まで２年半延期するとともに、２０２０年度（平成３２年度）の基礎的財政収支黒字化という財政健全化目標を堅持することとされた。

また、国の平成２９年度予算の「概算要求基準」においては、「経済財政運営と改革の基本方針２０１６」を踏まえ、引き続き「経済財政運営と改革の基本方針２０１５」で示された「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手をゆるめることなく本格的な歳出改革に取り組むこととされ、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしており、年金・医療等に係る経費の自然増及び「新しい日本のための優先課題推進枠」の措置等のため、基礎的財政収支対象経費のうち、年金・医療等に係る経費等を除く経費については、前年度当初予算の９０％を要求の基準とされたところである。

一方、現下の地方財政は、平成２８年度末の借入金残高が約１９６兆円となる見込みであるなど、引き続き極めて厳しい状況にあり、その健全化を図っていくことが最大の課題となっている。

本県においても、平成２８年度末の県債残高が予算規模を大きく上回る約７，０２５億円となる見込みであるとともに、本年９月に行った財政収支試算では、地方交付税、県税等の一般財源の総額が平成２８年度と同程度確保される場合でも、社会保障関係経費の増加等により、平成２９年度以降も収支不足が発生する見込みという試算結果となった。

こうした状況を踏まえ、平成２９年度の予算編成に当たっては、「－佐賀県総合計画２０１５－人を大切に、世界に誇れる佐賀づくりプラン」に基づき取り組まれる施策の推進を支えるため、「佐賀県行財政運営計画２０１５」に基づき、限りある経営資源の重点的・効果的な活用を図るなど、将来を見据えた戦略的な財政運営に取り組むことにより、県民一人ひとりの幸せ向上につながる予算を編成するものとする。

なお、今後、国の予算編成に係る方針や具体的な予算編成内容の動向によっては予算編成方針の大幅な変更もありえる。

１ 予算編成の基本的な考え方

- （１） 国の予算、地方財政計画等が未確定の段階であるため、原則として現行制度を前提とし、年度を通ずる予算として編成するものとする。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針２０１６」において、歳出の中身を大胆に入れ替え、政策効果が乏しい歳出は徹底して削減し、政策効果の高い歳出に転換するワイズ・スペンディングの仕組みを強化し、適切に予算編成の過程に組み込んでいくとされていることから、国の予算編成等の動向について細心の注意を払い、的確な把握に努めることとし、予算案決定までの間に、制度の創設、改正等について国の方針が明らかになったものについては、可能な限り当初予算の編成に取り入れることとする。

- （２） 「佐賀県総合計画２０１５」を更に推進するとともに、メリハリのある予算とするため、次の分野に重点を置いた予算編成を行うこととする。

「防災・減災・災害対策」「郷土の再評価・情報発信」「交流促進による活性化」
「交通事故・がん対策」「子育てし大県」「自発の地域づくり」
「高齢者・障害者対策」「商工業と人材の育成・確保」
「農林水産業と担い手の育成・確保」

また、これに加え、社会情勢の変化等に的確に対応してくための取組についても、予算編成に適宜反映させることとする。

- (3) 地方財政の健全化は、喫緊の課題であり、約7,025億円にのぼる多額の県債残高や、県財政収支見通しにおける平成30年度末時点においても収支不足が解消できない見込みであるなど極めて厳しい財政状況にあることから、引き続き、「佐賀県行財政運営計画2015」に基づく財政健全化を推進する。

- (4) 歳出予算を行政的経費及び政策的経費に区分し、部局等毎に設定する予算要求上限額の範囲内において編成を行うこととする。

なお、限られた財源、人員、勤務時間の中で、県民ニーズにあった事業を積極的に展開していくためには、これまでの慣例や固定意識にとらわれることなく、すべての事務事業について、その目的、必要性、緊急性、効果性、効率性、施策適合性等と併せて、官民の役割分担や、市町との機能分担についても再度検討を行い、限られた資源の重点的・効率的配分に努めることとする。

- (5) 社会基盤整備等のために実施する普通建設事業（災害復旧費を除く）については、地域経済及び県財政に与える影響に鑑み、「中期投資見通し」において、平成27年度から平成30年度までの4か年で総額2,950億円を確保することとしている。

- (6) 予算編成過程においては、政策レビューの取組みを十分に踏まえるとともに、「今、何をなすべきか」について十分な議論を行うこととし、事業の目的、その手段たる事業内容、当該事業の効果、効率性について、要求部局等と財政課が論点を明確にした議論を尽くすことにより、県民ニーズに沿った効果的な施策を編み出すこととする。

- (7) 地方創生交付金については、総務省から各府省に対する申し入れ事項において、「地方の意見を十分に踏まえ、更に対象事業の要件の緩和や交付の早期化、事務手続きの簡素化・合理化を図られたい」とされていることから、既成概念にとらわれることなく、政策課を中心として収集する情報を十分に理解のうえ、他部局等とも協力して知恵を出し合うなど、交付金の獲得に向け最大限努力を行うこととする。

特に、先行型交付金及び加速化交付金で実施し、一般財源で継続している事業は、事業内容を見直し、組み替えるなど、推進交付金事業として実施できないか検討することとする。

なお、1の(2)の分野を推進するために必要な事務事業については、推進交付金を獲得することを前提とし、政策課及び財政課を中心として事業内容等の調整・指示を行うこととする。

また、地方創生の取組をさらに加速化させていくためには、民間資金も活用して「佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく事業を実施していく必要があることから、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を積極的に活用し、寄附の獲得に努めることとする。

- (8) 地域課題の解決、CSO活動の活性化のため、CSOからの提案を募集する「CSO提案型協働創出事業」において提案され採択されたものについては、予算編成に反映さ

せることとする。

2 予算要求の考え方

予算要求に当たっては、上記の「予算編成の基本的な考え方」を十分踏まえた要求となるよう、全ての施策・事務事業について、今一度原点に立ち返り、その必要性等を再評価するとともに、県政運営上の諸課題に対する問題意識とコスト意識をさらに高め、従来の施策の枠組みやこれまでの慣習にとらわれることなく柔軟な発想と積極的な姿勢を持って、適宜適切に行われたい。

- (1) 県民ニーズに沿った予算を編成するため、新規事業、既存事業を含めて、その必要性、優先順位等について、部局等内で十分議論し、要求基準を遵守すること。
- (2) 要求に当たっては、下記の視点について客観的な分析・評価を加えるほか、費用対効果、財源負担区分、実施時期及び期間についても十分検討を行い、見積書に必ず明示すること。

ア 事業の目的は何か（佐賀県総合計画2015における施策体系への位置づけ）

イ 目的に対する効果の見込はあるか

ウ 目的達成のための事業手法として最も効果的か（代替手法の検討）

エ 目的達成のための事業手法として最も費用対効果が高いか

オ 事業内容について、官と民、県と市町の役割分担の観点から県として実施することが妥当か

カ 施策体系の中での事業の目的や役割は明確にされているか。また、同様の事業が他にないか。（各部局等の施策体系の提示）

また、原則として既存の事務事業を含む全ての事務事業（課の運営費等を除く）に3年以内の終期を設定し見積書に明示することとする。

特に、事業開始後5年以上を経過している事業（県単独の補助金及び施策）については、その必要性を再度検証し、廃止又は内容の見直しに努め、その見直し等の内容・検討結果についても見積書に明示することとする。

なお、事業目的及びその効果の見込みについては、可能な限り数値等の客観的な指標によって示すこと。

- (3) 「政策レビュー」により見直し等を指示したものについては、それを踏まえて予算要求を行うこと。

事業内容について、政策課若しくは財政課と見解の相違のある事項については、その考え方についての整理を行ったうえで要求すること。

なお、決算特別委員会及び監査委員の指摘事項等にも配慮し、必要な対応を図ること。

- (4) 災害復旧を除く普通建設事業については、「中期投資見通し」に基づき、財政課が提示する額の範囲内（県債を含む一般財源ベース）において、事業の必要性、優先性、効果、事業箇所の優先順位等を総合的に検討のうえ、真に必要なものについて要求すること。

また、事業箇所については、

ア 事業箇所の重点化が図られていること

イ 事業箇所の事業期間の短縮が図られていること

ウ コスト縮減の徹底が図られていること

の3つの基準を満たすこと。

なお、関係各省庁の概算要求の状況や予算編成の動向等を十分見極め、的確な見積もりを行うこと。

- (5) 情報関係システムの導入、ソフトの改修、パソコンの整備等については、情報・業務改革課と調整を行い、適切に見積もること。

なお、C I O査定（仮）を経ないものについては、予算計上を見送ることとなるので、十分に留意すること。

- (6) 広報に係る政策的経費の予算については、新規事業又は継続事業を問わず、広報広聴課と事前協議を行い、広報の目的、手法、規模等についてアドバイスを受けて、予算要求に係る見積書に反映させること。

なお、広報協議の詳細については、追って広報広聴課から通知する。

- (7) 各部局等や各課にまたがる課題への対応については、当該課題に係る総括責任課が中心となり、相互に緊密な連絡を取り、十分な調整をした上で要求を行うこと。

なお、各部局等間において、事業を移し替える場合は、各部局等間で財源調整を行ったうえで、予算見積書提出時までに財政課に報告すること。財政課においては、それに基づき要求上限額を調整するものとする。

その後における組織改正に伴うものは、調整が済み次第財政課に報告すること。

- (8) 市町、関係団体、地権者、受益者等との協議を必要とする事業については、事前に十分な調整を行い、事業の実施体制が整う見込があるものに限り要求すること。

なお、市町の財政負担等を伴う次の事業について、各市町に対し前広に情報提供を行い、調整の円滑化を図ることとしているので、事前に市町支援課と調整を行い、適切に見積もること。

- ① 新たに市町の財政負担を伴う事業
- ② 既定の負担率の改定等を行う事業
- ③ 県の補助や負担を廃止する事業

- (9) 国の制度や補助金等の改廃分を、安易に県の制度等として要求することは厳に慎むこと。

- (10) 公営企業、特別会計、出資法人に対する財政支出については、当該団体の経営の健全化、独立採算性の堅持に向けた経営の合理化、改善の検討を行うとともに、公共性や公益性の観点に立って支援の必要性について検討を行うこと。

また、新規の外郭団体の設立については、原則として行わないこととし、真に必要な場合であっても、官民の役割分担の考え方を踏まえ、行政施策との関連性を明確にするとともに、事業コスト、収支の見通し、公的関与の内容等について慎重に検討すること。

- (11) 歳入のみ予算（補助率差額や過年度の歳出に伴う返納金等、県の裁量が及ばないものを除く。）については、実質的に人件費に充当されていることに留意し、各部局等においては、平成28年度当初予算額以上を確保すること。

- (12) 県債の充当については、平成29年度の充当率が未定であるため、平成28年度の充当率で充当すること。

なお、県債要求上限額から、投資的経費（純一般財源）または政策推進費（純一般財源）へ振り替えないこととするため、充当方法等、不明な点があれば、事前に財政課に協議すること。

- (13) 基金については、基金所管課と関係課で調整し、直接充当すること。ふるさと納税寄付金基金についても税政課が別途通知する取扱により充当すること。

なお、大規模施設整備基金及び文化振興基金並びに宝くじ助成金については、財政課で調整し、別途、関係課に充当額を連絡する。

- (14) 助成金活用ガイドラインを参考に、既存の宝くじ関係の助成金等はもちろんのこと、それ以外の助成金を特に積極的に活用すること。

3 予算経費区分・要求基準

平成29年度当初予算の予算経費区分・要求基準は次のとおりとし、要求上限額は、部局等毎に設定する。

従って、部局等においては、個々の事務事業について、必要性、優先性、効果等をあらゆる角度から十分検討し、調整のうえ要求すること。

また、その調整に当たっては、安易に一律に要求上限を割り振ることは厳に慎むこと。

(1) 行政的経費

① 義務的経費（人件費、扶助費、公債費）

扶助費は生活保護費、児童保護措置費等法令に基づくもの

② 投資的経費

公用車の更新費、施設の軽微な改修等

③ 準義務的経費

法令又は債務負担行為等に基づくもの（県有財産所在市町村交付金、利子補給、指定管理等）、既往分の貸付金、ブロック会議開催費、船舶の定期検査費用（車検費用を除く）等臨時的経費及び集中管理車両に係る公課費、保険料、リース料、車検費用等

④ その他行政経費

光熱水費等課運営経費（集中管理以外の車両に係る保険料等を含む）等

(2) 政策的経費

佐賀県総合計画2015の方向に沿った重点事業等県行政推進上根幹となる事業及び高度の政策判断を要する事業並びに経済、福祉、環境、教育等の各種施策のための経費等で行政的経費以外の経費

① 義務的経費（人件費、扶助費、公債費）

新規に実施する事務事業に伴う人件費、県単独の医療費助成や新規の扶助費、公債費のうち繰上償還費

② 投資的経費

ア 臨時・大型事業等経費

単年度事業費が部局等の投資的経費要求上限額の50%を超える又は全体事業費が概ね5億円以上の投資的経費

イ 普通建設事業費（補助・単独・直轄）

ウ 災害復旧事業費

③ 一般経費

ア 準義務的経費

法令、国の制度等で定められている経費（税込連動関連経費、財政安定化基金積

立金、中山間地域等直接支払費等)、債務負担行為(維持管理委託等を除く)に基づくもの、繰出金、国庫返納金

イ 特定経費

私学助成経費、平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催準備経費、地方創生継続事業等

ウ 政策推進費

(3) 給与費

職員給与費、知事等特別職報酬、退職手当等

(4) 特別会計及び公営企業会計についても上記基準に準じて要求すること。

○平成２９年度当初予算要求基準

経費区分別の要求基準は以下のとおりとする。

経費区分			要求基準
行政的経費	義務的経費（人件費、扶助費、公債費）		年間所要額
	投資的経費		平成２７年度から平成３０年度までの４ヶ年で総額２，９５０億円を確保としている「中期投資見通し」に基づき、財政課が提示する額の範囲内（県債を含む一般財源ベース） ただし、国の公共事業見直しの内容などを踏まえて変更を行う場合がある
	一般経費	準義務的経費	年間所要額
		その他行政経費	平成２８年度当初予算額の範囲内（一般財源ベース）
政策的経費	義務的経費（人件費、扶助費、公債費）		年間所要額
	投資的経費	臨時・大型事業等経費	年間所要額
		普通建設事業費（補助・単独・直轄）	平成２７年度から平成３０年度までの４ヶ年で総額２，９５０億円を確保としている「中期投資見通し」に基づき、財政課が提示する額の範囲内（県債を含む一般財源ベース） ただし、国の公共事業見直しの内容などを踏まえて変更を行う場合がある
		災害復旧事業費	年間所要額
	一般経費	準義務的経費	年間所要額
		特定経費	年間所要額
		政策推進費	平成２８年度当初予算額の範囲内（一般財源ベース）

- ① 要求基準内の要求であっても、内容等により査定するものであること。
- ② 行政的経費の事業見直しに伴い、政策的判断を要するもの及び新規事業については、政策的経費として要求すること。なお、財政課においては、要求に基づき、要求上限額の調整を行う。
- ③ 臨時的な事務経費については、行政的経費として要求すること。